

第 4 5 回 議 会 運 営 委 員 会

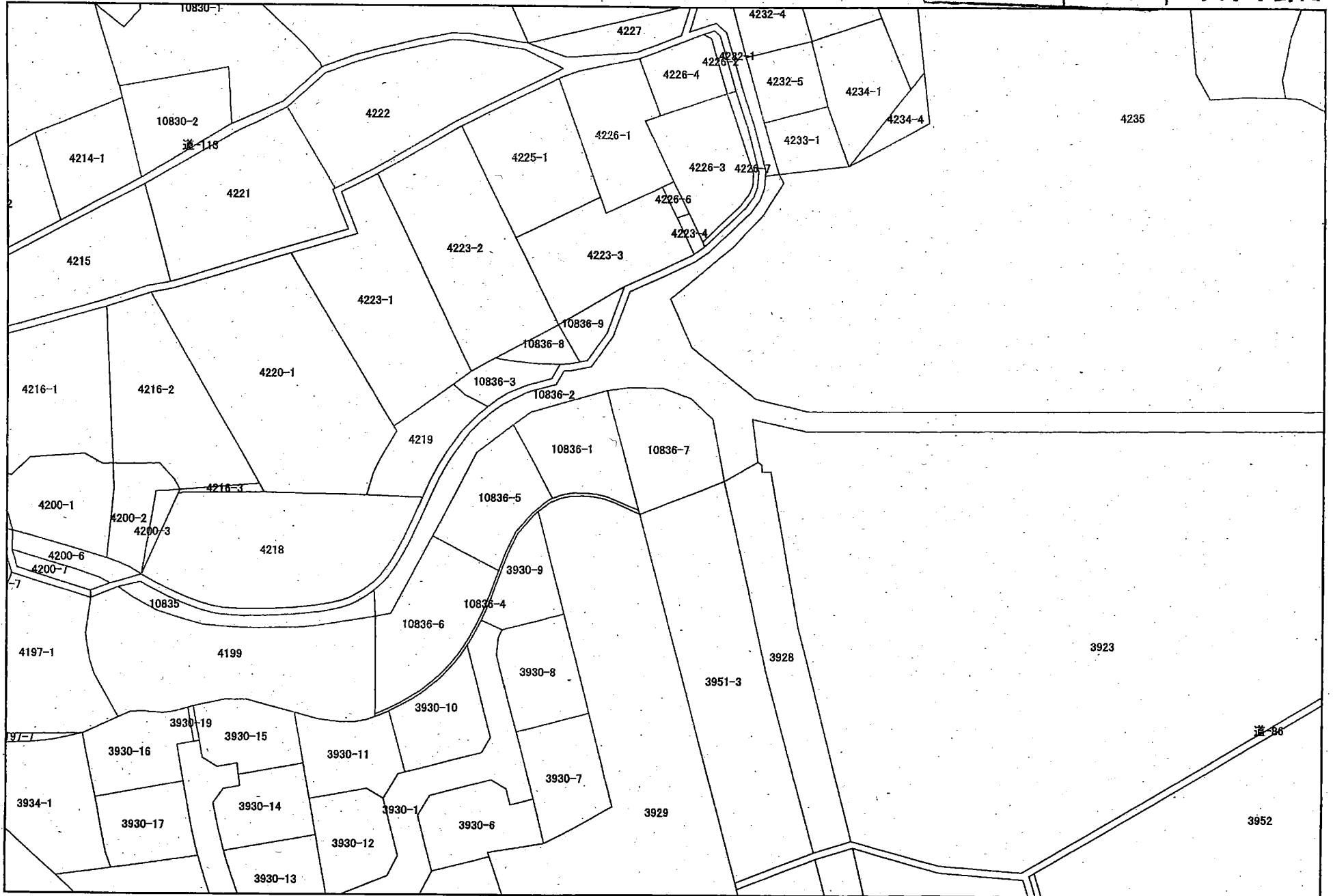
日 時 令和 5 年 5 月 8 日 (月)

午前 1 0 時から

場 所 第 1 委 員 会 室

付 議 事 項

- 1 「陳情書（議会活動の正常化を求める陳情）」及び「政党機関紙の勧誘行為等における配慮について」について・・・資料 1
- 2 申し入れ書（山陽小野田市議会 6 月定例会以降に開催されます本会議また委員会等、市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますよう申請いたします。）について・・・資料 2
- 3 その他・・・資料 3



山 総 第 1 0 9 2 1 号
令和 5 年 (2023 年) 3 月 3 1 日

山陽小野田市議会議長 高 松 秀 樹 様

山陽小野田市長 藤 田 剛



政党機関紙の勧誘行為等における配慮について

職員が政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政の公正な運営と、市民からの信頼を確保するという観点から、令和5年1月中旬に政党機関紙購読に係る勧誘、配達及び集金の実態について職員に対しアンケート調査を行いました。

このアンケート調査の結果、職員が少なからず心理的な圧力を感じていること、及び勤務時間中に勧誘等の行為を受けることで、業務の中断を余儀なくされ、市民から疑念を抱かれるおそれがあると感じていることが分かりました。

ついては、今後政党機関紙の勧誘、配達及び集金に当たっては、職員に心理的な圧力を感じさせることのないように御配慮いただきますよう、申し入れます。

なお、これは政党機関紙購読の勧誘、配達及び集金に係る行為そのものについて規制を求めるものではないことを申し添えます。



2023年4月22日

山陽小野田市議会
議長 高松秀樹 様

山陽小野田市小野田 3929 C-202
樋口 晋也

抗議文

(議会運営委員会の市民軽視についての抗議文)

主文

2023年4月21日開催の議会運営委員会において決定された、委員会等における映像撮影の可否について正当に議論されておらず市民軽視の取り扱いについて抗議する。

提出理由

議会における映像等の撮影については次の3つに分類され議論されてきました。

1、写真撮影 2、動画撮影 3、音声録音です。この3点について議会運営委員会において1の写真撮影については「可」とされ既にその運用が始まっております。また、3については個人情報への配慮や不穏等発言の削除など議事録の修正を考えた場合に音声が一歩歩きする懸念があることから「否」と決定しております。

そして4月21日は、2について諮られました結論は、「否」との決定がなされました。その理由は、本当に2の動画撮影だけなのか、2と3の音声の同時撮影であるかが区別できないとの理由でした。

では、今日まで1の写真撮影者が2の動画撮影を行っていないかについては、どうやって確認しているのでしょうか。24日の委員会では2の動画撮影と3の音声録音が区別できないので「否」としたのであれば、1の写真撮影と2の動画撮影も区別がつかないから「否」でなければならないのではないのでしょうか。そこに正当に理解できる理由がありません。

更に事務局からは「恐らくこうであると思われる」というような中途半端な発言しかなく、断定的な論拠は事務局からも示されていません。

委員会として明確な調査結果も示されず根拠もない状況での決定は議論が尽くされていないということほかありません。このような市民軽視は速やかに改められ正当な論拠に基づいた議論によって陳情が扱われ決定されるようここに抗議いたします。

以上

プロフィール

長内 紳悟（おさない しんご）氏

早稲田大学マニフェスト研究所 ローカル・マネージャー（兼）招聘研究員
崇城大学 非常勤講師

1980年岩手県生まれ

1980年岩手県出身。早稲田大学大学院政治学研究科修了。民間企業、NPO法人、2市の自治体職員を経て、現在早稲田大学マニフェスト研究所ローカル・マネージャー（兼）招聘研究員。崇城大学非常勤講師。議会事務局に9年間在籍し、議事調査、議会改革を担当。岩手県市議会議長会に「いわて議会事務局研究会」を発足、その呼びかけ人代表。マニフェスト研究所では議会改革度調査（改革度ランキング）を担当するほか、湯沢市、矢板市、取手市、戸田市、甲府市、佐伯市、都城市、岩手県市議会議長会、町村議会、会派等の議会アドバイザー、政策アドバイザーを行う。